

職員等の自動車通勤に係る入構及び駐車について

平成 17 年 2 月 8 日
交通安全対策委員会決定
改正 平成 18 年 3 月 6 日

国立大学法人筑波大学学内交通規制実施要項（平成 17 年 2 月 8 日制定）第 19 項の規定に基づき、職員（非常勤職員を含む。）の自動車（自動二輪車を除く。）による通勤に係る筑波地区構内（以下「構内」という。）への入構及び駐車については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 自動車通勤禁止対象者の設定並びに駐車証、臨時駐車証、臨時入構証及び特定駐車証（以下、「駐車証等」という。）の交付について
 - (1) 自動車通勤禁止対象者は、通勤距離が片道 2 km 未満として通勤手当が支給されない者及び交通機関（バス、電車）の利用による通勤手当を支給される者とし、通勤のため自動車で筑波地区構内へ入構し、及び駐車することを原則として禁止する。
ただし、身体に障害を有する等特別な事由がある場合はこの限りではない。
 - (2) 自動車による通勤手当を支給される者及び身体障害者については、当該職員の申請により、駐車証を交付する。
 - (3) 別表に掲げる特別な事由がある場合は、当該職員の申請により、臨時駐車証又は臨時入構証を交付する。
 - (4) 特定日時〔夜間（午後 6 時から翌日午前 8 時まで）、日曜日、土曜日及び祝日〕に限り駐車場に駐車する者については、当該職員の申請により、特定駐車証を交付する。
- 2 駐車証等の交付申請書の様式について
駐車証等の交付申請書は別記様式 1 のとおりとする。
- 3 駐車証等の交付手続について
駐車証等の交付に関する手続は、当該職員の対応事務部局等において行う。
なお、原則として、特別な事由により筑波地区構内へ入構又は駐車を希望する者については利用の前日までに、特定日時に限り筑波地区構内へ入構を希望する者については利用の 1 週間前までに申請するものとする。
- 4 駐車証等の有効期限等について
 - (1) 駐車証等の有効期限は、駐車証等に記載された期日までとする。
 - (2) 駐車証等の交付を受けた者は、指定された駐車場のみ利用することができる。
- 5 駐車証等の返還
駐車証等の交付を受けた者が、転居等により自動車通勤禁止対象者に該当することとなった場合、その他の交付の事由が消滅したときは、すみやかに、駐車証等を返還しなければならない。

6 その他

- (1) 国立大学法人筑波大学学内交通規制実施要領等に違反した者については、駐車証等の交付を取り消す場合がある。また、駐車証等が表示されていない自動車は、違反車両として取り締まるものとする。
- (2) 駐車場において発生した盗難、事故等については、本学は一切責任を負わない。
- (3) 通勤以外の自動車による筑波地区構内での移動は原則として禁止する。

附 記(平成18年3月6日)

- 1 春日地区については、平成19年4月1日から適用するものとする。

別 表

事 由	期間等	確 認 方 法
①業務が深夜まで及ぶため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
②大学と他の研究機関等とを頻繁に行き来して研究しており、当該研究機関等と本学間が比較的遠距離で、かつ交通の便が悪いため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位	学外研究手続書類等
③教育・研究業務に伴い機器・資材等を搬入するため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	日単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
④学外実習等で、大学から自動車を実習先に行くため、一時的に自動車使用がやむを得ないと認められる場合	日単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
⑤怪我・病気等のために、歩行、自転車・バス等の利用が困難、又は通勤前等に通院するなどのため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	週単位 月単位	医師の診断書
⑥夫婦共稼ぎ等で、子供を保育園等に送り、登園時間の都合上自動車通勤しなければ就業時間に間に合わないため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位 年単位	入園許可書等(写し)
⑦親が病気等の理由で、自宅と両親宅から半々位の割合で通勤しており、両親宅へは交通の便が悪いため、自動車使用がやむを得ないと認められる場合	月単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)
⑧その他特別な事情により職員の所属する各組織の長が認める場合	日単位 週単位 月単位	臨時駐車証交付申請書 (申請事由欄)